

保険法の施行に伴う当会社の対応について

常口セーフティ少額短期保険株式会社

2010年4月1日より保険法が施行されます。これにともないまして、当会社では保険法の対応基準を以下のとおり決定し、実施いたしますのでご案内申し上げます。

賃貸住宅災害時生活復旧費用保険（生活復旧費用プラン）

保険約款の改定および保険金支払手続きの見直し等、商品内容の一部改定を2010年4月1日以降の保険始期契約より実施いたします。
なお、保険料の変更はありません。

<保険法改正により新設・変更となる主な規定>

■ 保険金の支払時期に関する規定の見直し

適正な保険給付を実現する観点から、標準的な保険金のお支払い期限を保険金のご請求手続きを完了した日からその日を含めて30日と定め、また、事実確認のために特別な照会や調査が必要となる場合における保険金をお支払いする期限についても明確に定めます。

事実確認のために特別な照会や調査が必要となる場合には、確認が必要な事項および保険金をお支払いする期限をお知らせします。

【特別な照会や調査の事例】

- ・災害救助法が適用された災害の被災地域における調査・・・60日
- ・医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会・・・90日
- ・警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会・・・180日

※この規定は、2010年4月1日以降に発生した保険事故であれば、施行日以前に締結されたご契約についても適用されます。

■ 重複契約の場合の保険金支払方法に関する規定の見直し

複数の保険（当会社の生活復旧費用保険金および仮住まい費用保険金がお支払われる場合の損害または費用を担保する他の保険契約をいいます。）が締結された重複契約については、先に締結した契約を優先したり、それぞれの契約で支払うべき金額を按分したりすることなく、独立した責任額が全額保障されます。（ただし、損害額を超えて複数の保険会社から保険金を受け取ることはできません。）

■ 重大事由による保険契約の解除規定の新設

保険契約者や被保険者が保険金のお支払いを受けようとして故意に損害を生じさせた場合や保険金請求について詐欺を行った場合など、保険契約者、被保険者または保険金受取人に、保険会社との信頼関係を損ない、保険契約を存続することが困難となるような重大な事由があるときは、保険会社が保険契約を解除できることとなります。

※この規定は、施行日以前に締結されたご契約についても適用されます。

（2010年4月1日より実施）

詳しい内容につきましては、当会社までお問い合わせください。

常口セーフティ少額短期保険株式会社

〒060-8635

札幌市中央区南1条西6丁目20番1号 富士火災札幌ビル5階

TEL 011-271-8816 FAX 011-271-8817

（受付時間）AM9:00～PM5:00